

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成28年3月17日(木) 午後2時から午後4時まで
場 所 旭川地方裁判所C棟5階大会議室
出席者 司 会 者 二 宮 信 吾 (旭川地方裁判所刑事部総括判事)
法 曹 出 席 者 伊 藤 吾 朗 (旭川地方裁判所刑事部判事補)
小 沼 智 (旭川地方検察庁検事)
井 上 雄 樹 (旭川弁護士会弁護士)
裁判員等経験者 5人
報道機関出席者 旭川司法記者クラブ記者 3人

冒頭あいさつ、自己紹介等

司会者

旭川地裁で裁判員裁判の裁判長を務めております二宮でございます。本日は司会を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。裁判員や補充裁判員の経験者の方々には、本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回は、昨年の4月から12月までに行われた4件の裁判員裁判の経験者5名の方においでいただいております。今回の意見交換会は、裁判員裁判をより良くするために経験者からの御意見をお聞きするというものになりますので、経験者の方々には率直な意見をお話しいただければと思っております。

褒めていただくということはうれしいことではございますけれども、裁判員裁判をより良くするという観点からは、まずい点等を指摘していただく方が大切ということになっております。この意見交換会は、改善すべき点を明らかにするというを目的としておりますので、厳しい意見を率直に話していただければと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それから、裁判員裁判のときと同じように皆様方の名前ではなく、机上の番号で呼ばさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そういうことで、お話を聞いているときには、「何番さん」ということで指名させていただきますことでもありますし、何か御意見があるときには手を挙げていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に本日こちらに出席しております検察官、弁護士、裁判官の順番で自己紹介をお願いいたします。

小沼検事

旭川地検検察官の小沼と申します。裁判官からお話がありましたとおり、率直な御意見をいただき、今後の執務の参考にしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

井上弁護士

旭川弁護士会所属の井上と申します。本日は、私が担当した事件の裁判も対象となっておりますけれども、率直な御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤判事補

旭川地裁刑事部の裁判官の伊藤でございます。皆様とは、事件を通じていろいろとお話をさせていただきまして、一件一件の裁判員裁判で非常に有意義な経験をさせていただいたと思っております。本日は、裁判が終わってから、後で考えられたことなども含めて、率直な御意見や御指摘をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について

司会者

それでは、皆様が担当された事件を簡単に紹介させていただく中で、事件を担当された印象や感想を簡単にお伺いしたいと思います。詳しいお話は、また、後でお聞きいたしますので、最初は全体の感想ということでよろしくお願いいたします。

まず、1番の方の事件は、危険運転致死の事件でありまして、法定速度時速60キロメートルの道路を、時速130キロメートル以上の高速度で走行し、カーブを曲がりきれずに対向車線にはみ出して、対向車と衝突し、対向車の運転者が死亡したという事件です。自白事件で、量刑が問題となっております。結論的には、求刑8年のところ懲役6年という判断をしております。審理の内容としては、4月17日の午後に選任手続を行いまして、21日に審理をして、判決は23日の午後ということでございました。この事件では、被害者の家族が出廷し、被害者遺族の意見陳述がありました。

それでは、1番さん簡単な感想をお願いいたします。

1番

裁判員裁判に出席させていただきまして、裁判員裁判というのはテレビやラジオとかそういうものを見ていたら、頭が痛くなったりするのではないかと感じていましたので、そうなるのかと思いましたが、出席させていただきましてそんな思いはしなかったもので、テレビなどで言われたようなことはないのではないかと感じました。裁判につきましては、本当に加害者の方、被告人の罪を少しでも重くするのではなくて、かといって軽くするのではなくて、平等にするということが大切なのだと思っております。

司会者

ありがとうございました。次の事件は、ホテル2件、スーパー1件の各トイレに火をつけたという放火、器物損壊の事件です。犯行自体は争われておりませんが、被告人が精神疾患に患っているということで、責任能力が完全にあるのか、それとも限定的なものなのかということが争われて、量刑が問題となりました。求刑が懲役5年のところ、判決は懲役4年6月となっております。手続的には、9月28日の午前に選任を行い、

その午後から審理を行い、30日の昼過ぎまで審理を行って、判決は10月2日の午後という審理になっております。ここでは、お医者さんの話を聞いたりとか、臨床発達心理士という専門の方が出てきたりということで、ちょっと特色があった事件だったかと思えます。それでは、2番さん感想をお願いいたします。

2番

裁判員に選ばれてから、この裁判員裁判に関わるまで、裁判の仕組みだとかも全く分からない中で、裁判の進め方自体も狐につままれるようで、テレビのドラマとかしか知らない中で、実際の裁判はいろんな角度から進めていくんだなと思いました。事件の中身については、当初来るまで事案も分からないということで、不安もありながら、皆さんと議論していく中で何とか自分の中の結論を出すことができたと思えます。

司会者

次に3番さんの事件ですけれども、これは雑居ビルに入っている勤務先の前の廊下に灯油をまいて火をつけたという放火の事件でした。これも、自白事件です。求刑懲役6年に対して、懲役4年という判断をしております。手続的には、11月30日の午後を選任をして、その翌日、12月1日に一日審理を行って、12月3日の午後判決という形になっております。3番さん、お願いいたします。

3番

私は、補充裁判員として参加だったんですけれども、最初、補充の裁判員の意味といえますか、補充裁判員を含めて一つのチームということで割と自由に意見を言わせていただいたと思っております。

なかなかこういった機会はありませんので、有意義な経験だったと思っております。

司会者

続きまして、4番さん5番さんは同じ事件を担当しております。これは、被害者女性の車の駐車場で、車から降りようとしてきた被害者を襲って、けがをさせたという事件でした。検察官としては、強盗と強姦両方の目的があったという主張をしましたが、弁護人は強盗と強姦の両方の目的はなくて、あったのは強制わいせつの目的だけだったという主張でした。裁判所の判断としては、強姦の目的は認められるけれども、強盗の目的は認められないという形で強姦致傷罪という結論になったという事案です。求刑懲役8年のところ、懲役6年というのが判決の内容でした。手続としては、12月14日の午前を選任手続を行い、翌日15日から審理を始め、16日の午前中まで審理を行いました。そして、判決は18日の夕方に行いました。4番さん、感想をお願いします。

4番

裁判員制度に関しては、当たるかどうかは分かりませんが、当たった場合はやってみたいなと思っていました。実際に、裁判に出て思ったことは、事務的に手続が淡々と進んでいるようで、ドラマとかそういうのは誇張され過ぎなので違うと思いますが、緊張というか張りつめた空気が法廷の中にあるのかなと思いましたが、そうでもなかった

など思いました。逆にそれが、話しやすいというのはありましたし、プロの方は日常それに慣れているので、淡々と進んでいくんだなと感じました。

終わってから考えたことは、少し大きな話になってしまいますが、日本の法制度というものが、本当に正しいのかなという疑問は多少出てきました。それが感想です。

司会者

はい。その辺の疑問について、後ほど詳しく伺いたいと思います。では、5番さんお願いいたします。

5番

私は、補充裁判員として参加しました。裁判員になるとか、裁判員裁判に関わるとかは考えてみたこともなくて、実際には強盗と強姦が争われた事件だったんですけれども、どこにでもいるような普通の女性が被害にあって、どこにでもいるような普通の男性が加害者になるというのを実感しました。

審理の理解度、分かりやすさについて

司会者

ありがとうございました。続いて、手続の流れに従って、具体的に話を聞いていきたいと思います。まず、最初に法廷が始まりますと、被告人の人違いがないかということで人定質問を始めて、起訴状朗読、罪状認否から検察官、弁護人の当初の主張である冒頭陳述という手続、最初の休憩の前までの手続について、少し伺いたいと思います。

まず、皆様緊張していたと思うんですけれども、そういう状態で、検察官とか弁護人の言うことについて、ちゃんと理解できたのか、できなかったのか、若しくはこういう点が理解しやすかったとか、しにくかったとか、そういうことが最初の手続のところでありましたら、お話しいただければと思います。それでは、1番の方、よろしく願いいたします。

1番

まず、裁判長から挨拶がございまして、その次に検察官が事件についての概要の説明をされておりました。順番が違うかもしれませんが、被告人が出てこられまして、人定ですね、お名前、生年月日、住所等を裁判長が確認をされております。その次に、検察官が事件の概要を、言葉とスクリーンなどで説明されました。その次に、記憶では被害者の奥様が涙ながらに、被害を訴え、自分の気持ちなどを述べておられました。その次に、弁護人が加害者の方の弁護に関する言葉を述べておられました。自分の記憶では、このような流れだったと思います。

司会者

何か最初の方の手続で記憶に残っていることはありませんでしたか。あまりないという感じなんですか。

1番

そうですね。検察官は、言葉をもっと強く話すのかと思っていましたが、割とソフト

で淡々と話していましたので、テレビだと前に出てきたりするんですけど、そういうことはないんだなと思いました。自分も緊張していましたので、ただ、自分の人生の経験で法廷の後ろの扉から出てきて、前に皆さんがいたときは、びくっとしました。

司会者

また、何か思い出したことがありましたら、お話しください。2番さんも同じように、最初の手続の部分、休憩の前辺りのところで、検察官や弁護人が話した内容が理解できたのか、その後の審理、証拠調べのところで、書面を見たり、証人の話を聞いたりというところで、何か指針になったり役に立ったところがあつたかどうかを中心にお話しただけだと思います。

2番

まず、事件の概要は伺った中で、法廷に入って初めてこういう事件なんだなということが、検察官や弁護人から説明があつて分かりました。イメージを膨らますとかそういう面では、定かではないんですけども、弁護人も検察官も、我々用といたしますか、普段使わないような、分かりやすい噛み砕いた言葉でお話ししていただいたので、そういう面では、法律に詳しくない方でも、事件の概要等は分かりやすかつたと思いました。

司会者

事件の概要については、理解できたということによろしいでしょうか。

2番

噛み砕いて、説明していただいたと思います。

司会者

どういうところを注意して、これから審理を見ていこうということは自分の中にございましたか。

2番

そうですね、具体的な事件としては、検察官からはこういう意見が出ている、弁護人からはこういう意見が出ているということで、それぞれ考えていかなければいけないんだということは分かりました。

司会者

続いて、3番さんお願いできますか。

3番

私は、補充裁判員ということで少し後ろに下がったところから見ていたんですけども、検察官も弁護人もプリントを配るときに、「届いていますか。」ということで、気配りをしていただいたことがありがたかつたです。

司会者

頭の中に、入りましたでしょうか。

3番

はい。

司会者

続いて、4番さんいかがでしょうか。

4番

事前段階では、特に不明な点だとかは、私もなかったです。結論として、気を遣っていただいてこういう結果になったのかなと思います。ただ、事件の概要それから検察側弁護側のそれぞれの主張を書面としてファイルで渡されて、資料として見ましたが、それを見る時間がちょっと少なかったかなと。もう少しじっくり読んで、把握してから、実際の法廷の中で聞けば、もっとよかったかなと思います。その後、追加で一生懸命読んだんですけども、そこだけ個人的には出遅れたというか、読み込む時間が欲しかったと思います。

司会者

5番さんは、いかがでしたでしょうか。

5番

何をメモに取っていいのか分からないくらい、メモを取ったんですが、後になって見返すと、何のためのメモだったのかなと分からなくなるくらい、聞き漏らさないようにメモを取っていました。

司会者

特にその話し方とか、やっていることで、ここはいけなかったとかそういうことはなかったということよろしいでしょうか。

5番

検察官が少し早口で話していたので、ところどころ、裁判員として「何を言っているんだろう。」ということになったんですが。

司会者

最初の手続のところで、少し変わったことというか変わったものが出てきたのが、実は2番さんの事件でございまして、マインドマップというものが出てきたのは御記憶にありますでしょうか。これについては、どう思われたでしょうか。

2番

いろいろな角度から、事件につながった要因というのは、いろいろあるんだということを示していただいたのは、かなり私個人としてはよかったと思います。

司会者

逆に、こんなに細かくて、ということはなかったですか。

2番

そうですね、かなりいろいろなことが出てくるので、人物像は想像できる資料だったと思います。

司会者

続いて、証拠調べについて伺っていきたいと思います。最初は、書面の取調べという

ことで、朗読したりモニターに図面とか写真を写したりしましたが、その点につきまして、気になったところや良かった点がありましたら、お願いします。記憶にある方、いらっしゃるでしょうか。

いいところか、悪いところか、分からないかもしれないんですけども。

では、1番さんどうぞ。

1番

検察官の証拠調べですね。事故を起こした同じような車で、同じ道を、同じ時間帯に実際に加害者の方が走ったように検証するということがありまして、裁判というのは、いろんな証拠をきちんきちんとするので、やっぱり時間はかかるんだなと思いました。

司会者

その辺のところは、印象に残っているということですか。

1番

はい。

司会者

書面を見たり、聞いたりして、頭に入りましたでしょうか。ここが分からなかったとか、情報過多になったとか、そういう問題はありませんでしたでしょうか。

当事者の検察官、弁護人してみると、その辺はとても気にしていると思いますが。

図面や写真の映し方について、ここは良くなかったとかそういう印象はございませんか。大丈夫でしょうか。

続いて、証人、被告人から話を聞いていったということになりますけれども、1番の方で、証人、被告人から話を聞いたというところで、何か話が分かりにくいというようなことはありませんでしたでしょうか。

1番

私のときは、証人として加害者のお父さんが、加害者の方の日常の生活についてのお話をされておりました。あとは、お父さんの声が緊張されているのだと思いますが、ちょっと聞き取りづらかったのと、被害者の奥様が涙声で言葉にならなかったくらいでした。この2点は、仕方ないことだと思いますが、そのほかは特に問題がなかったように思います。

司会者

2番さんの方は、精神科のお医者さん、臨床発達心理士、それから被告人自身も知的能力に問題がある方ということで、いろいろな印象を持ち得ると思うんですけど、いかがでしたでしょうか。

2番

精神的な病気をされているということで、病気自体はどういったものなのか、病気もたらす影響というものがどういうものなのかという話が聞けた点で、病気に対する理解もありながら、被告人の態度とかもあります。自分の中で見た目からの情報と内面

の情報，程度の良し悪しもあるのかもしれませんが，自分の中ではいろいろな話を聞けて，判断材料としては，参考にはなったと思います。

司会者

精神科のお医者さんの話を聞くというところで，分かりにくい点はございませんでしたでしょうか。

2番

自分が経験したことがあったことなので，ありませんでした。

司会者

臨床発達心理士という被告人をサポートしようとしている方の話を聞く上で，困ったこととかもしありましたら，お願いします。

2番

実刑じゃなくなったときに，そのサポート態勢というものの確認としては，被告人にはそれなりの道が用意されているんだとは思いましたが，態勢だけが全てかというふうにも思いました。

司会者

話の内容とかは，十分理解できたということでしょうか。

2番

はい。

司会者

被告人の話し方，質問の仕方とか，難しいところがあったかと思いますが，その点についてはどのような印象を持たれましたでしょうか。

2番

被告人は，質問に対して，どこまで答えていたのかという部分はあったのですけれども，その中の被告人らしい答えは何だったのかとも思うんですけれども，やっぱりああいう法廷の場ですから緊張するということもあるでしょうし，やったこと自体は覚えているんだろうけれども，話していることをどこまで自分で理解しているのかということは疑問を持ちながら聞いていました。そういうところに，難しさを感じました。

司会者

印象としては，彼がどこまで分かっているのか，そういうところが分かりにくかったということでしょうか。

2番

そうですね。事件のうち，そこが，一番重要なところだと思うんですが。

司会者

続いて，3番さんの方で証人尋問や被告人質問で，印象に残っていることはありますか。

3番

証人で、被告人の母親が出てきたんですけれども、法廷の場で初めて被害の状況を知ったという発言がありまして、そういうことって事前に知るものではないのかなということがとても印象に残りました。

司会者

質問の仕方とかについては、特に問題はありませんでしたか。

3番

それは、特にないです。

司会者

4番さん、5番さんの方では、被害者自身からビデオリンクシステムを使ってお話を聞いた事件だったので、それも含めまして、感想とかこうやった方がよかったんじゃないかということがございましたら、御意見をお願いします。

4番

審理期間をもう少し欲しかったなというのがあります。一つが、参加した裁判員の共通認識ですが、比較の対象がないのでよく分からない、何度も裁判をやっているわけではないのでよく分からないというのが、やっぱり厳しいかなと思いました。証言を聞いて考えをまとめていくことも、正直、厳しいといえど厳しい。それぞれ法廷の中で、検察側、弁護側、それから被告人が話す中で、噛み砕いて考える時間がちょっとなかったかなと思います。というのは、後でその発言の意味に気が付いたというとき、もう既に質問時間が終わっている、もう駄目なんだ、そのときこのことを分かっていたら、こういうものの聞き方ができた、ということを裁判が終わってから後悔しました。一番最初の段階で、裁判の原則だからあまりそういうことは気にするなと裁判官から言われ、そのとおりに思いましたが、やはり審理期間としてはそれを延ばしてしまうと、休暇を取ってきているわけですから、そこでのバランスになるんだと思いますが、一言で片づけられない問題だと思いました。

それから、法廷の中で心理的にきついなと思ったのは、頭では分かっていたんですが、ただ私が出席した中では、被害者の言い分と被告人の言い分がかなり食い違いがあり、その主張の違いをどう整理するかとなって、頭では裁判というのは疑わしきは罰せずで、被告人に有利な制度だと思うんですが、あれだけ違うと、どちらか片方が勘違いは別にして、明らかに嘘をついていることになります。そうすると、普通に考えて、被害者には嘘をつくメリットってほとんどないので、証拠はないにしても、どちらが嘘をついているのかは明らかなので、おそらく本当ではないだろうということを、延々と聞かされるのは、やはり慣れていないせいかなあまり気分の良いものではありませんでした。これが、裁判なんだと言ってしまうえばそれまでなんだろうが、それはちょっとと思いました。

司会者

全体的な印象も含めてお話しいただきましたけれども、証人の方の話、被告人の方の

話を聞いている中で、何かこうしたほうがよかったとかございましたら、お話しください。

4番

実際の法廷の中で起こったことは、言ったことを聞き取る、自分が思ったことを聞く、それでいっぱいいっぱいだと思います。もう少し、落ち着ければよかったと思いますが、そこまでは、正直いけませんでした。今になって思うんですけれども、裁判ではなく、日常の人と人の会話のやり取りの中では、人が話して、それを聞いてこちらが質問したり、答える、ということになります。裁判の中ではその都度、話を遮るわけにはいかないで、一定の時間帯の中でそれをやっていることになるので、ほかのことを考えているうちに、聞こうと思っていたことを忘れてしまうことがあります。これを聞こうと思っても、次に話されたことが優先的に頭に残ってしまうということがあったので、すぐに聞ければいいのしょうけれど、それだと裁判は進行しないので、そこをもう少し、柔軟に対応できる制度があるといいかなと思います。

司会者

5番さん、どのような印象を持たれましたでしょうか。

5番

被告人と被害者を会わせないように、ビデオリンクという形で行ったんですけど、付き添っていた方がどなたかは分からないんですけど、女性の方が証人に付き添っていたのは、いろいろ大変な事情があるのだと思いました。途中で休憩しようということで、被害者の側にも配慮して、無理に話をさせないようにしたのは良かったと思います。

司会者

特にビデオリンクということで、不都合を感じたとかはありませんでしたか。また、4番さん、5番さんの事件では変わったものがありまして、被告人の捜査段階での検察官の取調べ映像の一部が法廷で映されたわけなんです。それについて印象があればお話しください。5番さん、いかがですか。

5番

被告人は、法廷では早口で分かりにくかったんですが、その中では比較的ゆっくりした口調で答えていて、印象がちょっと違っていました。取調べのときは、もっと反抗的な態度なのかと思ったら、比較的ゆっくりと話をしていたので。

司会者

4番さん、何か印象とか感想とかございましたでしょうか。

4番

ああいう映像があるのであれば、一定程度の時間をとって見るべきだと思います。というのは、取調べをしているときの被告人の状態と、法廷の中にいる被告人の状態が、2か月も勾留されていればそうなんだろうけれど、かなり違った。はっきり言って、

どっちがより素のままの被告人に近いのかなといえ、取調べのときの被告人の方が素のままの被告人に近いと、私はそのとき判断しました。あれは、見て良かったなど。

あれを見ないで、法廷の中の被告人だけを見ると、判断を誤ったかもしれないと思います。有効な判断材料になったと思います。

司会者

審理、証拠調べ全体の中で、これはよく分からなかったとかいうことはありませんでしたでしょうか。

4番

私が出席させていただいた裁判は、自白をしたんだけど、後になってその自白は嘘でした、違ったんですということで、自白を翻していました。検察官は、後で翻したとはいえ、その状況に信憑性があるということで起訴した。私もそれは正しいと思いますが、その後で自白を翻したのはこういう理由だという被告人の理由について、検察側が裏付けを取っていないんじゃないかと思ったんですね。それが、私はとても疑問で、素人判断ですがそれが裁判に影響するのではないかと思ったんですが、そのことは、触れられませんでした。検察官は、それは重要じゃないと思ったから裏付けを取らなかったのかもしれませんが、調べるのにとても労力がかかるというのなら仕方ないのですが、関係者全員特定されているので、裏付けを取ろうと思えばすぐ取れてしまうんじゃないかと思うほど、そのままスルーしているように見えたので、やはり我々素人と、職業的にやっている人とは視線が違うのかと思いました。確かに、検察官の話聞く中で、それは私たちには思いもつかなかったということが何点かあって、さすがだな、そこはすごいんだな、と思ったんですが、その裏付けの点があったので、それが私の単なる思い違いなのかなと不思議に思っているところです。

司会者

もう少し、裏付け捜査をしておくべきだったという印象を持たれているんですか。

4番

それもありますし、たまたまそこはそんなに重要ではないのかなとも思います。

司会者

今、4番さんがおっしゃったように、こういうことも調べてほしかった、こういう証拠も見なかった、というようなことはありませんでしょうか。5番さん、どうぞ。

5番

車の中でのことだったので、どういうことだったのかもっと写真が欲しかったなと思いました。裁判員の中でも、皆さんのイメージが、写真があるとつきやすかったのではないかなと思います。

司会者

書面でやっていたけれど、これは直接聞きたかったとか、証人が出てきたけれど、これは他のものでよかったとか、何か証拠の調べ方について、御意見や御感想のある方は

いらっしやいせんか。

1 番

私のときは、交通事故だったんですけども、ぶつかった地点がちょうど、「くの字」のような急カーブだったので、図面等を見ると周り山とか田んぼだらけで、本当に当たって、車が転げ落ちた地点が私には分からなかったんで、あそこは何メートル転がってとかいうことを、きちんと書いてほしかったと思います。

4 番

加害者と被害者しかいない状況の事件で、目撃者はいない事件でしたが、目撃者ではないですが、加害者が捕まった原因が被害者と同じアパートの住人が夜中にいつまでも争っていて不自然だったから警察に通報した、ということでした。なので、通報した方の供述調書みたいなものはあったけれども、その通報した方を証人として呼んでいただきたかったと思いました。証人として呼ぶまでもないだろうということで、検察官が判断したのだと思いますが、実際に加害者と被害者のやり取りの部分で、あまりにも相違しているということで、そのときのやり取りを細かく聞いてはいないけれど、状況を若干でも分かっている人をそこに呼んでもらえればもう少し違ったのではないかと思います。その人が来て、質問していれば判断がついたこともあったと思うので、そういう機会があったほうがよかったと思いました。

3 番

私は、現住建造物等放火の事件でしたが、監視カメラの映像がその建物だけではなくて、近くの建物からも画像を撮って提出されていました。

2 番

3 番さんからもあったとおり、現住建造物等放火ということで、建物の出入りについて建物の中の監視カメラであったり、コマ送りとかフロアが変わったらどうか、その映像を通して、時間がどうのだったり、どの犯行現場にまっすぐ向かっているとか向かっていないとか、カメラの映像があったので判断的には良かったです。あと、こうしたものがあつたほうがという意味で、実際、ここは確認できなかつたかどうかという部分もあつたんですけども、証拠がないということは確認できなかつたんだろうなと思いました。

論告、弁論の印象について

司会者

次に、論告、弁論ということで、検察官と弁護人がまとめた意見を述べるということがございましたけれども、基本的には最後のプレゼンの機会ということで、その次の評議に向けて、こういったことを考えてほしいとか、こうでしょうということをおっしゃっていると思うんですけども、評議をする前にそういうことを聞いて、自分の頭が整理されたですとか、こういうことが考えられたとか、何か役に立ったかどうかという点で、お聞きしたいんですけど、1 番さんからいかがでしょうか。

1 番

検察官と加害者が、法廷でいろんなやり取りをされていたんですけども、私のときは、加害者が、もともと話し方がきちんとされていなかったのので、検察官が何回か確認のために、聞き直しをされておりまして、全般的に法廷のやり取りなどは部屋に戻ってからの参考にはなったと思います。

2 番

弁護人からの主張によって、執行猶予の印象が強くなってしまったんですけども、同じ裁判員裁判に関わった人たちと話した中では、弁護人の主張で執行猶予の有無そこの一本に絞れたのかなと思います。検察官の論告についての印象は、特にありません。

3 番

検察官のプリントが非常に見やすかったというか、項目ごとに分かれていて、なおかつここは注意というところは赤字になっていて、非常に分かりやすかった印象でした。弁護側は、論点は争わないということだったんですけども、項目三つほどで、もう少し考えるヒントみたいなものがほしかったと思いました。

4 番

特にこれとってないんですが、弁護側について非常に気になったことがありまして、言ってしまうといいのか分かりませんが、検察官が言ったことに対して、それは理論が破たんしているよねということを、言ってしまったんです。自分でさっき否定していたことを、もう一回言うのはどういうことかと思いました。また、最後に弁論をするときに、法廷の中でいきなり小芝居を始めて、一体何なんだと思いました。「ちゃんと、司法試験、通ったんだよねこの人」と、正直思ったんです。後から、今年、弁護士になったばかりだということを聞いたんで仕方ないのかなと思ったんですけども、一般人の私たちから見て、何をやっているのかということがあって、非常に裁判自体の印象が悪くなってしまいました。それ以外は特に、悪いことはなかったんですが。

5 番

私からも厳しい意見を言わせていただきます。弁護人は2人だったんですけども、中堅の方はやる気がないんじゃないかと思いました。国選だと、あんな感じなのかなと感じました。どちらの弁護士さんも、いい印象ではなかったです。

評議について

司会者

全般的に評議に入るとき、評議をしているときに、法廷で見たり聞いたりしたことが、ちゃんと思い出せたりしたかという点について、御記憶ございませんでしょうか。自分のメモを取っていた方は、それを見たりということもあるかと思うんですけども、評議をする中で特に苦勞せず、評議できたかどうかをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

1 番

評議室に戻ってきまして、法廷内で見聞きしたことは、今はないですけど、ちゃんとそのときは残っていました。私は、二日目には周りの裁判員の方とも大分慣れてきて、スムーズまでいかないですけど、話しやすくなってきて一生懸命意見を言わなければと思ったんですけども、きちんとお話しできたと思います。

2番

評議を通して、裁判員全員が同じ方向を向くではないですけども、「こうだったよね。」というような合意は段々と図られてきて、確認できたことは良かったと思います。

3番

私以外は、皆さん結構ヘビーな事件だなと感じております。私の場合は、正直言いまして、評議はお通夜でした。沈黙の時間がものすごく長くて、なかなかこれ言っているのかな、あれ言っているのかな、と躊躇するような場面が多く見られて、私は補充裁判員でしたけれども、何かしらの打開策みたいなのを、石でも投げてやろうじゃないですけども、いろいろ発言をさせてもらいました。審理の中身自体は、きちんと頭に残っていました。

4番

評議自体は、悪くないかなと思います。法廷で述べられたことを一人で全部聞いて、全部メモして、一人で整理するというのはあの時間の中では物理的に不可能ですよ。でも、補充裁判員を含めて8名で評議をしている中で、自分の聞き逃したことを聞いていたんだけど自分ではあまり重要とは思っていなかったことについて、「こんなことありましたよね。」と言われると、やっぱり議論に厚みが出ると思います。ここ聞いていたんだこの人、重要なことなんだと思うと、たった一言でもかなり差が出ると思います。やっぱり、一般人レベルでもあれだけの人数で真剣に話すと、かなり違うというのがあって、重要なことだというのが重々分かりました。評議自体は、大変良かったと思います。審理の中身の記憶が薄れているということは、まだそんなに時間がたっていないので、なかったです。

5番

裁判官が自由に発言できる雰囲気も作ってくださったので、自由に発言できる感じで、ちょっと違うかなと思うようなときも、言っているですよという雰囲気だったので、発言できました。

司会者

ありがとうございました。先ほども少し出てきていましたけれども、裁判員制度そのものについての苦言みたいなものもあれば、どうぞ。

4番

大体言いたいことは言ったんですけども、今回、裁判の期間の中で意見を集約するということですよ。そうすると、制度が入ったのが確か2009年だったと思いますけれども、こういうことで意見を集約して、どういうことで裁判にフィードバックする

のかというのが大きな課題ですよね。裁判員裁判を入れるときに、一般的に言われているプロの法律家の判断と、市民感覚のギャップを埋めるというのがあったと思うんですけども、ギャップを埋めるために今私たちがこうやっていることを、どういうふうに反映させるかというのがあると思います。

たまたま私の所属していた会社が、アンケートの大好きな会社だったんですが、例えば、人事考課をするときもその一部にアンケートを組み込んでいました。そうすると、一般職員だけにしたアンケート、管理職だけにするアンケート、それにどれくらいの差が出てくるのか、というのを是正していく方向に走るんです。

そうすると、裁判員制度についても、プロの方だけにとったアンケート、裁判員の方だけにとったアンケートというのを集計していくと、罪状は一致するけれど、量刑で差が出るということが出てくるかもしれない。そうすると、より細かい項目のアンケートを作成して、それで一定の傾向値を出すべきだと思います。その中で、罪状の中ではそんなに差は出てこないけれども、量刑に一般とプロとの間に差が出てくるのであれば、その折衷案をとるとか、そういう方向に持っていかないと、裁判員制度は批判の対象になっている制度でもあるので、私はいい制度だと思うんですけども、入れてしまった以上はプラスの方向に持っていかないと思います。

司会者

このように出てきた意見を、どのようにフィードバックさせていくかというのは、こちらの方の大きな課題として自覚しております。

弁護士、検察官からの質問

司会者

それでは、ここで出席されている検察官、弁護人から御質問などがあればお願いいたします。

小沼検事

2番の方から、マインドマップの話が出ていたんですけども、それは弁護人から出た資料ということですね。もう少し詳しく教えていただければと思うんですけど。

司会者

冒頭陳述のところで、弁護人からマインドマップというものを示して、それをある程度口頭で補充したという形です。

司会者

井上弁護士は、いかがでしょうか。

井上弁護士

2点お聞きしたいと思います。まず、1点目ですが、スケジュールの話です。もう少し考える時間が欲しい、審理期間の延長という話が出ていたんですけども、裁判官は公判前整理手続を通して、全部ではないですけども当事者の話を聞いているので、裁判員とは情報の格差があるのではないかなと思います。そういう中で、もう少し証人尋

問の時間をとってほしいとか、被告人質問が1回ではなくて2回くらい欲しかったとか、そういったスケジュールを途中で変えるとか、そういったことがあればということはないかなかったですか。

1 番

スケジュールは、私は事件によって違うのではないかと思います。法廷で、争ってれば争っているほど、時間は長くかかると思いますし、御本人が自白をされていて刑を決めるだけであれば、そんなに時間はかからないと思うんですけれども、私の事件に関しては、そんなに時間のことは気にはなりませんでした。

2 番

実際に裁判員として集まった時点から、法廷が開くまでの時間がまずなかったということで、まっさらな状態で裁判に入ってしまった。冒頭の時点で事件の概要なりを徐々に把握したんですが、今日集まっている中では、私が一番長い期間裁判をしたので、スケジュール的にはちょうどよい、短いという感じではありませんでした。

3 番

私は、大体これくらいでいいという感じでしたけれども、仮に状況証拠だけとか、法廷で争うとかそういう場合は、もうちょっと時間が欲しいと思います。

4 番

私は実際、裁判のときに質問の時間が終了した後に、どうしても聞きたいことがあって、裁判長に聞けないでしょうかと言って、どうしてもというのなら時間作るかい、くらいに言われたんですが、検察官が話されたことに含まれていたんで、じゃあいいですということになったんですけれども、どこまでそれを認めるかだと思うんですよね。やれば、いつまでたっても裁判は終わらないし、かといって短ければ正しいジャッジができるのかということになると思います。長ければ、確実なジャッジができるのかという話もあると思います。適正なものかどうかは、私たちには自分たちが関わった裁判しか経験がないので、判断のしようがない。そこが、課題の一つではないかなと思っています。同種の事件の中で、審理期間がこれくらいが適正ということでデータを整理して反映していく必要があると思います。もし、私に2回目があるんだったら、2回目はうまくやろうかなと思います。

5 番

日程的には、正直これ以上会社を休むというのは、できなかったんで、裁判が始まってから期間を延ばしますとなると、おかしなことになるので、これで良かったと思います。ただし、お昼休みが1時間ないということもあったので、それはちょっときつかったです。

井上弁護士

量刑に関してですが、今回御参加いただいている皆さんは、全部の事件が有罪ということで、必ず量刑の判断をしているわけなんですけれども、必ずしも求刑どおりでもないで

すし、弁護人の意見どおりでもありません。検察官と弁護人の意見が違う中で、評議の秘密にかかる部分までは必要ないんですけど、どういう形で考えをまとめていったのかなということの感想を教えていただければと思います。最初に考えていた自分の刑が軽すぎたという方もいるでしょうし、重すぎたという方もいると思いますが、いろんな話を聞いて集約していったのだと思いますけれど、当事者としてなぜ懲役何年になったんだろうというところは気になることです。

最高裁判所が幾つか裁判例を出してしまっていて、ある程度の枠の中で決めようということが、プロの中ではコンセンサスとしてありますが、その点について感想をいただければと思います。

司会者

量刑グラフを示して話をしていくことに、違和感があるかどうかということでもよろしいでしょうか。1番さんから、その点についていかがですか。

1番

被告人が初めから執行猶予は望まないということだったと思います。危険運転致死という判例が全国的に少ないということで、裁判員の皆さんと話をしたときに、判例が少ないのでちょっと大変だねという話をしていました。しかし、交通事故ですので、この人の普段の様子、事故現場の近くには学校もあり、学校のそばでは普通、スピードを緩めるのが普通の人の感覚だと思うのですが、加害者にプラスになるようなこと、マイナスになるようなことを聞き出すのに、いろいろなお話をしたと思います。

2番

グラフで、この罪状に関してはこれくらいという感じのものを見させてもらって、ああそうなのか、文字で見るとこうなるのかと思った記憶はあります。ただ、文字だけで決めたわけではなく、被告人の精神状態とか裁判の中で聞く中で、量刑を決めたと思います。基準としては、示されたグラフのこの罪状に関してはこれくらいという判例は参考にはなりましたが、あくまでもその裁判の中で示された証拠などから決めたと思います。

4番

量刑の部分でいけば、妥当な決め方なんだろうと思いました。1番の方もおっしゃられたように、やったことに対しての加減はありますけれども、基本的には平均的な部分になる、ただし平均値だけをとると偏った判断になると困るので、平均値と偏差値、ばらつきですね、その両方の中で、集まった全員の中で決めていく。いわゆる中心化傾向の中でやっていくというのであれば、こういう表は数学的には間違っていないのだと思います。妥当な係数、最大公約数的な要件があるのだと思います。ただ、過去の判例の中にも、量刑そのものが一般の感覚的に低いんじゃない、高いんじゃないというものもあると思いますので、そういうところを除けば、非常に有効な決め方だと思います。

5番

過去の判例がなければ、量刑を決めるのは難しかったんじゃないかなという印象があります。ただし、今回裁判に関わったことで、強盗事件の方が強姦事件よりも刑が重いということを知りまして、女性としてはお金を取られるより、強姦の方が重いんじゃないのという思いがありまして、そういうところでは過去の判例にとらわれていると、いつまでたっても、強姦の刑が重くならず、良くないんじゃないかなと思いました。

小沼検事

2番と3番の方が関わった事件で、証拠調べで防犯カメラの映像が証拠として提出されましたが、モニター画面で見させていただく中で、防犯カメラの映像が見づらくなかったか気になっておりますので、御意見をいただければと思います。

2番

防犯カメラの画質によると思うんですけども、古いタイプとか新しいタイプとかあると思うんですけども、見づらかったということは特にはないです。

3番

特に見づらいとは、私は思わなかったんですけども、裁判員の中で年配の方がなんだかよく見えないというようなことは、ぼそっと言っていました。とはいえ、つけてあるカメラの性能とかがありますので、致し方ない部分だと思います。

伊藤判事補

裁判が終わってから、元の生活に戻られて、それぞれの方で終わってからの時間は違うと思いますが、終わってから裁判のことを思い出して嫌な気持ちになったりとか、裁判員をやったことが負担になったりすることがあったか、裁判が終わって戻られて家族の方とかによく聞かれたことなどありましたら、教えていただければと思います。

1番

裁判が終わりまして、精神的な負担は全くありませんでした。職場に戻ると、職員が聞いていいんだか分からなくて、聞きたいんだけど聞けないという顔をしておりまして、何も言っていない状態だったんですね。休憩時にちょこちょこっと、このくらいならいいんだろうということをお話ししております。また、上司に、お休みいただきましてという報告をしまして、「いい経験になりましたね」と言ってもらえたので、私としてはいい経験になったと思います。職場の方では、何だか聞いていいんだか悪いんだかという感じで、聞きたいんだろうなどは思ったんですが、そういう感じでした。

2番

事件の中身ですとか、被告人が特に凶暴とか、血を見るような裁判ではなかったのですが、精神的には負担はありませんでした。これが違う事件の内容であれば、ストレスを抱えてしまうような心配はしていたんですけども、大丈夫でした。周りの反応は、実際に裁判員に当たったという人が全くいない中で、聞いてきた人には、明日、通知が来るかもしれないよということとか、経験した方がいいよという話をしました。

3番

精神的には、特に問題はありませんでした。いろいろな人に、裁判員の経験について聞かれて、一番最初に答えるのは、「行ってみろ。」ということです。新聞とかテレビに出ること以外はしゃべらないように自分の中でしていたので、詳しい話は全くしていません。

4 番

裁判が金曜の夕方に終わって、一晩経って土曜日の朝に気付いたんですが、質問を法廷の中で幾つかしたんですが、その中で実は大失敗の質問があったことに、一日経ってから気づきました。すごく後悔して、被害者に申し訳ないな、それがあれば量刑とか変わったかもしれないな、何であんな簡単なことに気付かなかったんだろうと、自己嫌悪にはなりました。周りの人は、第一声が「聞いちゃ駄目なんだよね。」ということだったので、傍聴で知り得たくらいのことは話せるとは言ったんですが、あまり聞いてきませんでした。

5 番

事件が女性が襲われたという事件だったので、私を襲う人はいないと思うんですけども、車から降りるときとか、日常生活の中で、ふとしたときに気をつけなきゃならないなと思いました。会社の方では、「聞いちゃいけないんだよね。」という空気がありまして、新聞記事に出ていたので、そのくらいの範囲では話せますよということで、話しましたが、やっぱりあまり聞いてきませんでした。

報道機関からの質問

司会者

それではここで、報道機関から質問などございませんでしょうか。

読売新聞社

読売新聞です。裁判員制度が始まって一定期間が経過した中で、これから制度の内容とかが変わっていくと思うんですけども、我々報道機関との関係で、記者会見が想定されることもあると思いますが、公の場で裁判に参加しての感想を述べることについては、匿名とか顔を出さないとか条件はいろいろあると思うんですが、抵抗があるとかやってみたいとかそういった気持ちを教えてください。

1 番

名前と顔が分からないのであれば、そういうことがあってもいいと私は思います。

2 番

事件の内容にもよると思いますが、恨みを買うような状況であれば、出てきた後に復讐されることがないようにしてほしいと思いますが、そういったことがないのであれば、裁判員の顔とかが出ないのであれば、よいのではないかと思います。

3 番

ありでいいと思います。

4 番

人によって条件付きというのは、やはりあると思います。全てオープンというのは、正直、少ないと思います。報道の部分でというのは賛成です。やはり、偶然だろうけれども、裁判員として出席した私たちが制度の誤解されているところとかいいところを、PRする機会はあっていいと思いますし、そういう役割があるとも思います。

5番

私も1番さんと同じで、顔と名前が出なければいいと思います。

北海道新聞社

量刑を決めるにあたって、難しいとか葛藤されたという方はいらっしゃいますか。

司会者

量刑を決めるのが難しかったという方は、挙手をお願いします。3人ということですかね。考えていたよりは、悩まずに済んだということでしょうか。2番さん、どうですか。

2番

これまでの傾向だったりを参考にしながら、理論立てていけば、そんなに難しいことはなかったと思います。人の人生を左右することですので、責任は感じますけれども、量刑を判断する中ではそれほどでもありませんでした。

4番

量刑の決め方自体は、合理的だと思いますし民主的だと思います。極端に負担には感じなかったです。

北海道新聞社

5番の方が先ほど、強盗と強姦の量刑の重さの話をしていまして、法定刑の5年以上とか3年以上とか有期刑の違いがあると思うんですが、量刑を決めるときに難しいとか、一生に関わるとか、どういったものなのか、感覚的なものでいいのですが、伺えますか。

5番

やはり女性が被害者になる性犯罪というものは、女性の立場からすると正直、判決も軽いくらいだと思います。出てこなきゃいいのにとったり、実際に伺うと、刑務所に入ったからといって、刑務所の中で性犯罪のための矯正プログラムはない、施設とかがあるわけではないと伺ったので、それならなおさら出てこない方がいいんじゃないかと思うくらいに、女性として思いました。

今後参加する方へのメッセージ

司会者

では改めて裁判員をやった感想、あるいは今後参加される方々へのメッセージなどあれば、お伺いしたいと思います。

5番

補充裁判員として参加して、正直補充裁判員ですと、補充なら行かなくていいんじゃないの、補充なのに毎日行くのという気持ちがありました。実際に、当たるまでは補充

裁判員だから発言しにくいというのもあったので、当たってしまえば発言させていただいたとは思うんですけども、どうしてもそういう気持ちはありました。

4番

裁判員に要求されていることは、制度の趣旨からいけば、一般人の目線や常識というものが、私たちに求められているのだと思いました。プロと同じ視線でやろうとしたら、プロには絶対にはかなわないですし、それだと私たち裁判員の意味がないので、一般常識の範囲の中でやっていくということで、あまり緊張するとか硬くなるということを考えて、尻込みすることはないようにしてほしいと思います。やっぱり、どんな小さなことでも発言は重要だな、たった一言でも他の人のヒントになることがあります。私も、たった一言だけ他の人が言ったことで、そういうのがあったんだと、自分の考えに全くなかった観点から議論に参加することができました。それから、やっぱり、いやらしいですけども、日当もいただいているので、義務は果たしましょうということです。

3番

裁判員裁判に参加させていただいて、この制度というのは犯罪の抑止効果があるんじゃないのかなと思いました。被告人席には座りたくないとか、実際にやり取りを見ていて、これだけ厳しいんだとかそういうことを思いましたので、これから当たる人も是非、話を聞いたりするのと自分が体験するのは全然違いますので、是非体験していただきたいと思います。後ですね、我々選ばれたんですけども、裁判員をやりたいんですけども、選ばれなかった人もいますので、是非選ばれた方は、何でもいいので意見を言いましょ、お通夜状態はやめましょと言いたいです。

2番

まず、名簿に登録されましたということから始まって、そこから裁判員制度とは何ぞやということで、裁判所のホームページを見て、裁判員制度とはをクリックして、こういうことなんだというのを見たんですけども、その段階ではまだ実感はない中でも、当たらないだろうなと思っていたら選任されて、選ばれたんだし、そんな機会はないんだからということでやったんですけども、その過程の中で、正直、名簿に載った段階ではかなりの人数がいたんですけども、その全員が裁判員制度を経験するわけではないので、そういった意味では経験者があまり周りの人に聞かれちゃまずいという部分はあるかもしれないんですけども、悪い印象を与えないようにしていきたいと思います。

1番

裁判員裁判に出席させていただきまして、それなりに反省した点がありまして、評議室で皆さん意見を出されるんですけど、自分も意見が浮かぶんですけどなかなか「はい」と手を挙げて、仲間に入りきれませんでした。誰か一人しゃべる方がいると、皆さんそれにつられて段々意見が盛り上がっていくんですけども、自分の場合なかなか思っているんだけど、それに入っていけなくて、それが今とても反省しております。裁

判員制度に関しましては、私はとてもいい制度だと思っておりますので、通知が来た方は是非、丸をして出していただきたいと思えます。

司会者

ありがとうございます。発言したいけれどできないというか、なかなかこう、手を挙げられない方を、こちらも察知してもっともっと評議を充実させていきたいなど、そういうふうに思えます。本当に今日は、ありがとうございました。皆様方からいただきました意見を実際の運用の方にもどう活かしていくのかが、私たちの課題と思っております。今回の意見交換会が無駄にならないように、また、充実した審理をしていきたいと思っております。本日は、皆様方本当にありがとうございました。また、今後ともよろしくお願いいたします。

以 上